【新旧対照表】構内営業承認事務等の取扱いについて

改　正	現　行	備考
平成 16 年 3 月 31 日制定（国空管第 218 号） 平成 17 年 8 月 1 日一部改正（国空管第 62 号） 平成 20 年 3 月 27 日一部改正（国空管第 166 号） 平成 28 年 3 月 31 日一部改正（国空ネ企第 149 号） 令和 7 年 5 月 28 日一部改正（国空ネ企第 15 号） 令和 7 年 11 月 14 日一部改正（国空ネ企第 77 号）	平成 16 年 3 月 31 日制定（国空管第 218 号） 平成 17 年 8 月 1 日一部改正（国空管第 62 号） 平成 20 年 3 月 27 日一部改正（国空管第 166 号） 平成 28 年 3 月 31 日一部改正（国空ネ企第 149 号） 令和 7 年 5 月 28 日一部改正（国空ネ企第 15 号）	追加
航　空　局　長	航　空　局　長	
構内営業承認事務等の取扱いについて	構内営業承認事務等の取扱いについて	
（略）	（略）	
3．営業の承認の条件 営業の承認に当たっては、少なくとも次の期間及び条件を付するものとする。ただし、(6)及び(7)については、貸室業を行う者に対して、(8)については、航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する者に対して、(9)については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 92 条第 17 号に規定する区域（以下「制限区域」という。）内において、「空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準（平成 17 年 9 月 9 日付け国空管第 86 号、国空建第 87 号、国空用第 126 号、国空無第 169 号。以下「策定基準」という。）」別表に定める業務を行う者に対してのみ付するものとする。 なお、地方航空局長が特別な理由があると認めるときは、空港の管理又は運営に支障のない範囲で一時的にこれを変更することができる。	3．営業の承認の条件 営業の承認に当たっては、少なくとも次の期間及び条件を付するものとする。ただし、(6)及び(7)については、貸室業を行うものに対して、(8)については、航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理するものに対してのみ付するものとする。	修正
(1)～(7)　（略）	(1)～(7)　（略）	
(8) 絶えず旅客の安全性の向上に努めるとともに、承認を受けた後、速やかに安全の確保のための必要な計画を定め、届け出ること。	(8) 規則第 12 条又は第 12 条の 2 に基づき承認を受けた者（以下「営業者」という。）は、絶えず旅客の安全性の向上に努めるとともに、承認を受けた後、速やかに安全の確保のための必要な計画を定め、届け出ること。	修正
(9) 空港の制限区域内における事故が増加している状況を踏まえ、航空安全監視システム（ASICSS）により策定基準第 5 章に定める事業者情報を登録すること。また、航空法施行規則第 92 条第 17 号に基づく調査、聞き取り及びそれらの結果に基づく是正等、並びに策定基準第 5 章に定める空港の設置管理者による調査等に協力すること。さらに、同条第 18 号に基づく制限区域内事故等の防止のための協議会に参画すること。	(9) (1)から(8)までの期間及び条件について、地方航空局長が特別な理由があると認めるときは、空港の管理又は運営に支障のない範囲で一時的にこれを変更することができる。	修正
（略）	（略）	
6．営業改善命令等	6．営業改善命令等	

規則第25条第2項又は第3項により、空港管理上特に必要があるときは、構内営業者に対し営業の停止、営業の改善その他当該営業について必要な措置を命ずるものとする。 特に営業に係る価格又は料金についても、前記5に定める基準に照らして著しく不合理なものと認めたときは、当該価格又は料金の改定を命ずるものとする。	規則第25条第2項又は第3項により、空港管理上特に必要があるときは、営業者に対し営業の停止、営業の改善その他当該営業について必要な措置を命ずるものとする。 特に営業に係る価格又は料金についても、前記5に定める基準に照らして著しく不合理なものと認めたときは、当該価格又は料金の改訂を命ずるものとする。	
7．構内営業者台帳 (1) 地方航空局長は管内の全ての構内営業者について、また、空港事務所長はその管理する空港の全ての構内営業者について構内営業者台帳を作成して備え置くものとする。 (2) 地方航空局長は、管内空港別に毎年4月1日現在の全ての構内営業者に係る構内営業者台帳の写しを、その年の5月15日までに航空局長あて送付するものとする。	7．構内営業者台帳 (1) 地方航空局長は管内の全営業者について、また、空港事務所長は当該空港の全営業者について構内営業者台帳を作成して備え置くものとする。 (2) 地方航空局長は、管内空港別に毎年4月1日現在の全営業者に係る構内営業者台帳の写しを、その年の5月15日までに航空局長あて送付するものとする。	
（略）	（略）	
（附則） この要領は、平成16年3月31日から適用する。	（附則） この要領は、平成16年3月31日から適用する。	
（附則） この要領は、平成17年8月1日から適用する。	（附則） この要領は、平成17年8月1日から適用する。	
（附則） この要領は、平成20年3月27日から適用する。	（附則） この要領は、平成20年3月27日から適用する。	
（附則） この要領は、平成28年4月1日から適用する。	（附則） この要領は、平成28年4月1日から適用する。	
（附則） この要領は、令和7年6月1日から適用する。	（附則） この要領は、令和7年6月1日から適用する。	
（附則） この要領は、令和7年12月1日から適用する。		追加